幸手市入学準備金貸付のお知らせ

（令和９年４月入学予定者用）



幸手市では、令和９年度に高等学校、大学、専修学校（高等課程、専門課程）等に入学を希望する方の保護者で、入学資金の調達が困難な方に、入学準備金を無利子で貸付けます。

１　貸付条件

【申請者】

（１）保護者および入学希望者の住民登録が市内で、現に市内に居住していること

（２）入学希望者が、高等学校、大学および専修学校等に入学することが確実であること

（３）入学準備金の調達が困難な保護者であること

（４）連帯保証人を立てられること

【連帯保証人】

（１） 幸手市内に引き続き１年以上居住していること

※市内に保証人がいない場合には、ご相談ください。

（２） 独立の生計を営み、満１８歳以上であること　**※同居親族は不可**

（３） 市税を完納していること

（４） 貸付に係る債務を保証し得る能力があると認められること

２　貸付限度額

学校種別	貸付限度額
高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）	２５万円
大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）	５０万円

※専修学校は、正規の修業年限が２年以上の高等課程、専門課程に限ります。

※希望者多数の場合は、予算の範囲内での貸付けとなります。

３　返還期限・返還方法

（１） 返還期限は、入学した学校を卒業した年の１０月から５年以内

（２） 返還方法は、年１回払い（１０月）または年２回払い（１０月・３月）

※回ごとに送付する専用の用紙を用いて、金融機関窓口にてお支払いいただきます。

４　貸付金の全額一括返還

次の事項に該当したときは、貸付金の全額を繰上返還（一括返還）していただきます。

（１） 上記「１貸付条件」を欠いたとき（貸付後に市外へ転出した場合など）

（２） 貸付金を入学準備金以外の費用に使用したとき

（３） 貸付金の対象となった学生が中途退学したとき

（４） 貸付金の返還を故意に怠ったとき

＊＊＊ 裏面もご覧ください ＊＊＊

５　申請手続き

（１）申請に必要なもの

申請者	連帯保証人
① 入学準備金貸付申請書 **② 家庭調書** **③ 身分証明書** ※本籍地の市区町村役場で取得したもの 幸手市が本籍地の場合は市民課で取得可能 **④ 完納証明書** ※市役所税務課にて取得したもの **⑤ 賃貸借契約書・家賃通知書等のコピー** ※賃貸住宅にお住まいの方のみ	**① 身分証明書** ※本籍地の市区町村役場で取得したもの 幸手市が本籍地の場合は市民課で取得可能 【禁治産･準禁治産･成年後見の有無･破産の有を確認】 **② 完納証明書** ※市税の滞納がないことを証明する書類 幸手市民の場合は税務課で取得可能

※合格発表前の申請は可能ですが、貸付は入学確定後となります。

※申請に必要な書類に不備がある場合は受付ができませんので、ご注意ください。

（２）申請期間　　**令和９年１月２９日（金）まで**　　※土・日・祝日は除く

（３）申請場所　　幸手市教育委員会　教育部 学校教育課（幸手市役所第２庁舎２階）

６　貸付決定後の手続き

貸付の決定

◆申請期間終了後、申請者の世帯の所得等を参考に審査し、貸付の可否を決定します。

◆審査結果は、申請者全員に通知します（令和９年２月中旬頃）

借受手続

〈提出書類〉

① 借用証書
② 入学許可書（写）または合格通知書（写）
③ 借受人の印鑑登録証明書
④ 連帯保証人の印鑑登録証明書
⑤ 口座振替申請書

貸付金の振込

◆借受手続完了後、１０日から２週間程度で指定口座に振込みます。

◆入学後は、すみやかに**在学証明書を提出**してください。

※卒業するまでの間は**毎年在学証明書**を、卒業したときは**卒業証明書**を提出いただきます。

※**連帯保証人が市外在住の場合は、毎年連帯保証人の完納証明書を提出**いただきます。

【お問い合わせ】
幸手市教育委員会 教育部 学校教育課
電話　０４８０－４３－１１１１　内線６３３